

○錦江町職員研修規程

平成24年3月30日訓令第2号

改正

平成26年7月30日訓令第5号

平成27年3月26日訓令第4号

錦江町職員研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第1項及び第2項の規定並びに錦江町人材育成基本指針に基づき実施する職員の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第2条 研修は、職員の資質を向上し、その勤務能力の発揮及び増進を図り、町政の民主的かつ能率的な運営に寄与するために必要な知識、技能、態度等（以下「知識等」という。）を修得することにより、全体の奉仕者としてふさわしい品位と識見を備えた有能な職員の育成に努めることを目的とする。

(研修の種類)

第3条 研修は、自主研修、職場内研修及び職場外研修とする。

(自主研修)

第4条 自主研修は、職員が自らの意思に基づき、学習及び研究することで、人格及び教養の向上を図るとともに、職務遂行上必要な知識等を修得する研修をいう。

2 前項の研修について必要があると認めるときは、町長が別に定めるところにより援助することができる。

(職場内研修)

第5条 職場内研修は、日常の業務を通して、職務遂行上必要な知識等を向上させるために行う研修をいう。

2 前項の研修を効率的に推進するため、所属長を職場研修推進者とし、定期的に研修を実施するものとする。

3 職場研修推進者は、実施した研修の結果について、別に定める様式にて町長に報告するものとする。

(職場外研修)

第6条 職場外研修は、次に掲げる研修とする。

(1) 派遣研修 職員を本町以外の研修機関、団体等（以下「研修機関等」という。）に派遣して行う研修をいい、主な実施機関、対象者等は別表のとおりとする。

(2) 特別研修 職務の遂行上必要とする専門的又は実務的な知識等を修得させるために行う研修をいう。

(研修生の決定)

第7条 前条に規定する研修を受ける職員（以下「研修生」という。）の決定については、当該研修の実施に当たり有資格者の中から次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 町長の選考による指名

(2) 庁内公募による職員の選考

(3) 所属長の推薦

(4) 職務遂行に支障のない限りにおける職員の希望

(研修生の服務)

第8条 研修生は、町長又は研修機関等の定めた規律に従い、誠実に研修に専念しなければならない。

2 研修生は、研修を受講することができない理由が生じたときは、速やかにその旨を所属長及び総務課長に連絡しなければならない。

3 研修生が次のいずれかに該当する場合は、当該研修生の受講を取り消し、停止し、又は免除することができる。

(1) 規律を乱す行為その他研修生としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため研修の受講が困難であると認められるとき。

(3) 本来業務の遂行に支障をきたすとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、研修の受講に支障があると認められるとき。

(研修修了の報告)

第9条 研修生は、第6条に規定する研修を修了したときは、その日から2週間以内に、別に定める研修受講報告書を所属長経由で総務課長に提出しなければならない。

(研修効果の測定)

第10条 総務課長は、必要があると認めるときは、研修の効果を把握するため、研修生に対して報告書の提出その他の方法により研修効果の測定を行うことができる。

(研修の記録)

第11条 総務課長は、第6条に規定する研修の修了状況を職員ごとに記録するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月30日訓令第5号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

実施機関	区分	対象者
(公財) 鹿児島県市町村振興協会 (自治研修センター)	階層別研修	① 初任者 ② 一般職員 (採用後3年～5年) ③ 一般職員 (採用後数年) ④ 主査級 (主査) ⑤ 係長級 (係長) ⑥ 課長補佐級 (参事、課長補佐、チームリーダー、所長、主幹) ⑦ 課長級 (課長、支所長及び各委員会の事務局長)
	特別研修	① 町長又は所属長に選考された者 ② 受講希望者
市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー)	専門実務研修	① 専門実務を要する職場で、概ね実務経験2年目の職員から、所属長又は町長に選考された者 ② 庁内公募により選考された者 ③ 受講希望者
	政策課題研修	① 管理職に昇格・昇任した者 ② 町長又は所属長に選考された者 ③ 庁内公募により選考された者 ④ 受講希望者
全国市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー)	国際文化系研修 政策実務系研修	① 町長又は所属長に選考された者 ② 庁内公募により選考された者 ③ 受講希望者
自治大学校	一般研修課程 専門研修課程	① 町長又は所属長に選考された者 ② 係長以上で庁内公募により選考された者
国	相互派遣 研修派遣	① 町長又は所属長に選考された者 ② 庁内公募により選考された者
鹿児島県	相互派遣 研修派遣	
鹿児島県町村会	研修派遣	
与論町 (姉妹町)	相互派遣	
その他の機関 (民間等)	研修派遣	